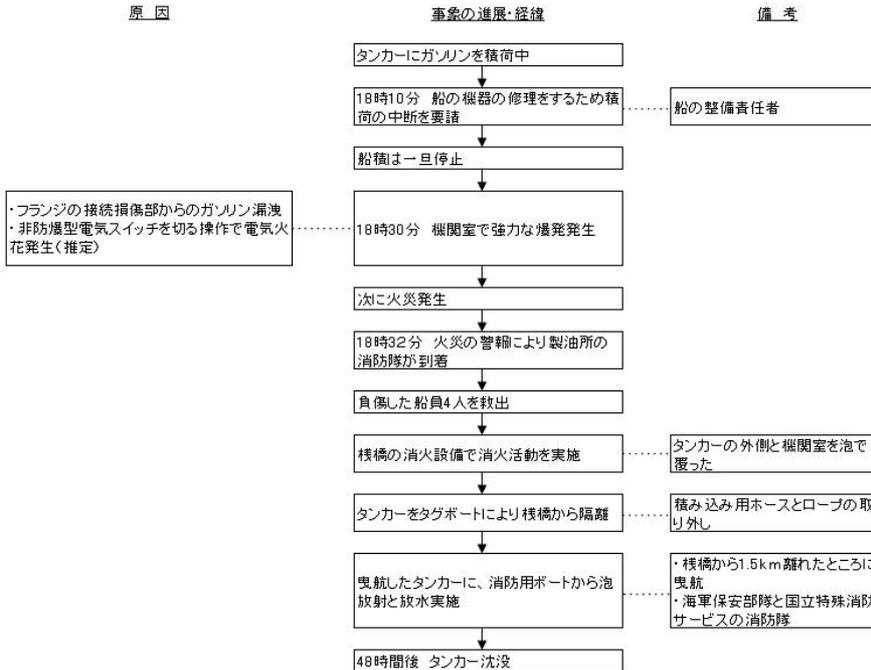




タンカーの火災爆発による沈没

事象進展図

00298	タンカーの火災爆発による沈没
発災年月日	1989年7月6日
装置	桟橋(タンカー)
運転状況	ガソリンの積荷を一旦停止中
特徴	機関室内でのフランジ損傷部からのガソリン漏洩と非防爆型スイッチ操作による爆発火災とその延焼拡大



再発防止策

- 製油所桟橋の消火設備の改善(新型自動遠隔制御放水銃の設置等)
- タンカーの船員に対する消火訓練の実施と充実

安全専門家コメント

タンカーの消火活動は制約が多く極めて困難である。そのためタンカー側の設備および操作の安全レベルを高める日常の活動が重要となる。損傷した配管フランジや非防爆性電気パネルを許容してはならない。最初の爆発が発生した後、素早くタグボートにより曳航できたことは良かった。桟橋施設および製油所への被害を食い止めることができた。荷役作業の火災対応の準備として、消火設備の使用が可能なこと、曳航の準備体制を整えておくことは鉄則である。一旦制圧した火災が翌朝再び発生したことの背景には触れられていない。海上の消火活動が海軍保安部隊と国立特殊消防サービスの消防隊の絡むチーム活動であるため指揮の難しい事は理解できる。しかし、火災を制圧した後の対応に問題があった事は否めない。制圧後、指揮者または助言する安全スタッフは、漏洩箇所と火源のないことを確認するまでの手順(泡放射の継続・停止、冷却、船内調査の準備等)を明らかにする必要がある。我が国では、近年、タンカーが桟橋に接岸してこのような火災は幸いにして発生していない。関係者の日頃の努力に負うところが大きいが、だからと言って安心せず一つ一つの安全作業を着実にやりたいものである。万に備えての消火方法、災害の拡大防止の検討も行ってきたい。

引き金事象発生の原因
・フランジ部の損傷 ・非防爆型電気パネルの使用

事故の引き金事象
配管フランジの損傷部からのガソリン漏洩と着火

事故に関係した直接・間接要因
《保守・点検要因》 ・保守・保全不良 《管理・運営要因》 ・設備維持・管理基準の不備・不十分 ・設計指針・技術基準類の不備・不十分 《人的要因》 ・誤操作・不作為



タンカーの火災爆発による沈没

添付資料・参考文献・キーワード

参考資料（文献など）

▶ **添付資料**

▶ **キーワード(> 同義語)**

- 🔑 タンク>貯槽
- 🔑 配管>パイプ
- 🔑 タンカー火災
- 🔑 オイルフェンス
- 🔑 機関室
- 🔑 非防爆性電気パネル
- 🔑 曳航
- 🔑 ガソリン漏洩
- 🔑 損傷した配管フランジ接続部
- 🔑 タンカーの沈没
- 🔑 フランジ継手

▶ **関連情報**